

平成 30 年度定例監査の結果報告（第 2 回）について

概 要 版

平成 30 年 7 月 31 日
監 査 委 員

1 平成 30 年度定例監査結果（平成 30 年 6 月 5 日～平成 30 年 7 月 31 日までに実施した団体等）の概要

(1) 実施機関数

実施機関	今回公表分 (第 2 回)	監査実施済分 (第 1 回)	監 査 実 施 予 定 分	合 計
県 の 機 関	17	9	52	78
財政的援助団体	0	0	23	23
合 計	17	9	75	101

(2) 機関別監査結果

所 管	監査対象機関数		監査結果		
		うち指摘事項 等を付した機 関	指摘事項	改善を求め る事項	検討要請 事項
知事部局	1	1	1	0	2
教育委員会	14	7	13	1	0
警察本部	2	2	2	0	0
合 計	17	10	16	1	2

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

(3) 性質別監査結果

注（ ）内は、平成 29 年度同時期の監査結果件数

内 容	指摘事項	改善を求め る事項	検討要請 事項
収入（長期未納（滞納繰越分）など）	1 (1)	1 (0)	0 (0)
支出（委託業務や物品購入の契約事務など）	6 (4)	0 (0)	1 (1)
財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	3 (0)	0 (0)	0 (0)
工事（工事や補償に係る事務など）	2 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	4 (2)	0 (0)	1 (0)
合 計	16 (7)	1 (0)	2 (1)

2 主な指摘事項

- 消防用設備等保守点検業務等の仕様書が、県の規程に基づいて作成されておらず、対象設備や保守点検の内容等が記載されていなかったもの（県立総合技術研究所保健環境センター）
- 通勤手当の認定において、誤った距離区分で手当額を決定していたもの（県立忠海高等学校）
- フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模（定格出力 7.5kW 以上）以上のものについて、法で義務付けられた有資格者による定期点検を行っていなかったもの（県立尾道商業高等学校）

(参考) 監査結果区分

監査結果区分	内 容
指摘事項 (措置状況報告要)	法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）
改善を求め る事項 (措置状況報告要)	指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）
検討要請事項 (措置状況報告不要)	業務の執行等において今後検討を要請するもの

3 監査対象機関別の監査結果について

(単位：件)

	所管局	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	総務局	県立総合技術研究所保健環境センター	1	0	2
計 ①			1	0	2

	所管局等	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
2	教育委員会	県立可部高等学校	0	1	0
3		県立加計高等学校	0	0	0
4		県立忠海高等学校	3	0	0
5		県立御調高等学校	0	0	0
6		県立沼南高等学校	0	0	0
7		県立油木高等学校	0	0	0
8		県立高陽高等学校	2	0	0
9		県立東高等学校	0	0	0
10		県立庄原実業高等学校	2	0	0
11		県立尾道商業高等学校	3	0	0
12		県立戸手高等学校	2	0	0
13		県立因島高等学校	1	0	0
14		県立芦品まなび学園高等学校	0	0	0
15		県立廿日市特別支援学校	0	0	0
計 ②			13	1	0

	所管局等	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
16	警察本部	江田島警察署	1	0	0
17		東広島警察署	1	0	0
計 ③			2	0	0

総計 ①+②+③			16	1	2
----------	--	--	----	---	---

4 監査結果の概要

【知事部局】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	県立総合技術研究所保健環境センター	【指摘事項】 ○ 消防用設備等保守点検業務等の仕様書が、県の規程に基づいて作成されておらず、対象設備や保守点検の内容等が記載されていなかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 ○ 毒物及び劇物等の管理について、今後の使用見込みを把握し、使用見込みのないものについては、廃棄を含めた処分の検討を求めたもの ○ 同一敷地内にある県立総合技術研究所保健環境センターと広島県健康福祉センターの庁舎設備保守管理業務に係る委託契約について、効率的な契約の在り方の検討を求めたもの

【教育委員会】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
2	県立可部高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）の縮減に向けての取組を求めたもの 【検討要請事項】 なし
3	県立加計高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
4	県立忠海高等学校	【指摘事項】 ○ 消防用設備について、点検結果を消防署長に報告していなかったもの ○ フロン類を使用した機器の点検について、簡易点検を行っておらず、記録簿を作成していなかったもの ○ 通勤手当の認定において、誤った距離区分で手当額を決定していたもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
5	県立御調高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
6	県立沼南高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
7	県立油木高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
8	県立高陽高等学校	【指摘事項】 ○ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、収入手続がされていなかったもの ○ 通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたにもかかわらず、改定していなかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
9	県立東高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

10	県立庄原実業高等学校	【指摘事項】 ○ 行政財産に係る使用許可期間の更新について、使用期間の更新手続きを行わないまま、使用を継続させていたもの ○ 借受不動産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
11	県立尾道商業高等学校	【指摘事項】 ○ フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模（定格出力7.5kW以上）以上のものについて、法で義務付けられた有資格者による定期点検を行っていないもの ○ 住居届の確認事項のうち、家賃を負担している事実を確認しておらず、住居手当支給の始期を誤っていたもの ○ 通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
12	県立戸手高等学校	【指摘事項】 ○ 郵便切手類の使用において、郵便切手類使用簿に発送先や使用枚数等を記載していないにもかかわらず交付し、実際の使用枚数を貼付確認等により確認しておらず、また当該郵便切手類の返納分について、その残高を、平成29年度の郵便切手類出納簿に年度中途から記載しておらず、平成30年度への繰り越しもしていないもの ○ 通勤届の確認において、通勤に利用する交通用具の車両番号を確認していないものがあったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
13	県立因島高等学校	【指摘事項】 ○ 毒物及び劇物の管理について、在庫量の確認が行われておらず、総括責任者への報告も年に1回となっており、また、毒物及び劇物の一部について管理簿が作成されていなかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
14	県立芦品まなび学園高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
15	県立廿日市特別支援学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

【警察本部】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
16	江田島警察署	【指摘事項】 ○ 路側式道路標識工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
17	東広島警察署	【指摘事項】 ○ 路側式道路標識工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし